

【知識チェックシート兼申立書】

◆ 一般廃棄物と産業廃棄物

○以下の廃棄物について、『一般』又は『産業』の適切と思われる方に○をしてください。

なお、以下のものは全て不要物とします。

- ・【パン工場】から排出される『パンくず』は？ (一般・産業 廃棄物)
- ・【法律事務所】から排出される『クリアファイル』は？ (一般・産業 廃棄物)
- ・【割烹料理屋】から排出される『てんぷら油』は？ (一般・産業 廃棄物)
- ・【幼稚園】から排出される『輪ゴム』は？ (一般・産業 廃棄物)
- ・【養鶏場】から排出される『鶏の死骸』は？ (一般・産業 廃棄物)
- ・【ペットショップ】から排出される『犬の糞』は？ (一般・産業 廃棄物)
※家業は無いものとします
- ・【※貴方の実家】から排出される『農薬』は？ (一般・産業 廃棄物)
- ・【弁当販売店】から排出される『残飯』は？ (一般・産業 廃棄物)
- ・【解体業者】から排出される『※壁紙・クロス』は？ (一般・産業 廃棄物)
※工作物の除去に伴って生じたもの
- ・【米農家】から排出される『米の納品に使用するパレット』は？ (一般・産業 廃棄物)

◆ 一般廃棄物収集運搬業の許可の基準について

○一般廃棄物収集運搬業の許可申請については、その申請内容が下記の内容に適合しなければ、その申請を許可することができません。空欄に適切な言葉を記入し、その内容を今一度確認してください。【廃棄物処理法第7条第5項、同法施行規則第2条の2参照】

- ・当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が()であること。
- ・その申請の内容が一般廃棄物()に適合するものであること。
- ・その事業の用に供する()及び申請者の()がその事業を()に、かつ、()して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- ・一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れる恐れのない()、運搬船、()その他の運搬施設を有すること。
- ・一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる()及び()を有すること。
- ・一般廃棄物の収集又は運搬を()に、かつ、()して行うに足りる()的基礎を有すること。

◆ 帳簿の備付け・記載・保存について

- 一般廃棄物収集運搬業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の収集運搬について定められた事項を記載し、保存しなければなりません。これに違反した場合は、①30万円以下の罰金及び②許可が取り消され、かつ、③5年間許可が取得できなくなる可能性があります。【法第7条第15・16項、同法施行規則第2条の5参照】
- 下記の空欄に適切な言葉を記入し、帳簿に係る法令上の義務を今一度確認してください。

- ・一般廃棄物収集運搬業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の()ごとに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	処分
1 収集又は運搬()	1 ~
2 収集()又は()	2 ~
3 ()及び運搬先ごとの()	...

- ・帳簿は、()に備え、()までに、前月中における法令で規定された事項について、記載を終了していなければならない。
- ・一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の()は、次によるものとする。
- 1 帳簿は、()に閉鎖すること。
 - 2 帳簿は、閉鎖後()事業場ごとに()すること。

◆ 許可業者が収集運搬できる一般廃棄物について

- 許可業者は、前述の許可の基準で記載したように、市町村による収集又は運搬が困難であるものに限り、廃棄物の収集運搬が可能。これは佐世保市の一般廃棄物処理計画（実施計画）に「市が収集しない一般廃棄物」として記載されています。
- 『市が収集しない一般廃棄物』＝『許可業者が収集運搬できる一般廃棄物』
- ・引越し等により発生した臨時的な大量なごみ
 - ・事業系一般廃棄物（離島については臨時的な大量なごみを除きステーションで収集する）
 - ・し尿及び浄化槽汚泥
 - ・60kgを超えるもの
 - ・アパート・マンション等に居住する一般家庭から排出されるごみのうち、市の指定を受けていない集積所のごみ

◆ クリーンセンターへの搬入について

- 許可業者においては、一般の利用者・排出者とは違い、東西クリーンセンターへ搬入できる廃棄物が異なります。
- 西部クリーンセンターへは、佐世保市が定める排出基準を遵守した一般廃棄物は**すべて搬入可能**です（処理除外物として定められたものを除く）。
 - ・ただし、西部クリーンセンターへの搬入については、下本山町の市道田原棚方線（下本山交差点～西部CC間）を通らずに、国道204号から「浸出水処理施設」が隣接する交差点を通る搬入に努めること。
- 東部クリーンセンターへは、「燃やせるごみ」及び「畳（粗大ごみ）」のみ搬入可能です。

◆ 家電5品目の引取場所についてのお知らせ

- 家電リサイクル法の対象物である「家電5（4）品目」【冷蔵庫(冷凍庫)・テレビ・エアコン・洗濯機(衣類乾燥機)】については、クリーンセンターではなく、指定引取場所である**佐世保ダイキュー運輸株**へ搬入すること。

（※なお**株**山口商店は、家電の指定引取場所を佐々町の事業場に引取場所を移転したため、佐々町の許可をお持ちでない方は搬入できません。）

◆ 搬入カードについて

- 佐世保市の一般廃棄物収集運搬業許可業者は、クリーンセンターにごみを搬入する際の受付手続きを省略し、処理手数料を翌月払いにする**搬入カード**を任意で作成することができます（**車両1台ごとにカードの実費1,012円を負担していただきます**）。
- 搬入カード発行申請時の注意点
 - ・新規発行の際は、申請から**2週間程**お時間をいただきます。
 - ・申請時には、**車検証の写し・許可証の写し・登録車両一覧**を申請書に添えて東部（又は西部）クリーンセンターへ提出してください。
- 搬入カードの車両情報の書換えについて
 - ・車両を入れ替える際は、搬入カードに入力されている情報を書き換える必要があります。**申請時と同様の書類**を添えて書換えの申請をしてください。
 - ・カードは**車両1台につき1枚ずつ作成が必要**ですが、余ったカードを破棄せずに保管していれば、車両の入れ替え時に無料でデータの書き換えを行います。

◆ 労働安全衛生規則等一部改正について

- 2023年10月1日及び2024年2月1日から施行される改正労働安全衛生規則等により、トラック運送事業における安全対策**義務の範囲が拡大**しています。許可業者におかれては、改正について十分ご確認のうえ、労働災害防止に努められるようお願いいたします。詳細については、労働基準監督署等にお尋ねください。

○改正のポイント

- ・昇降設備の設置が義務付けられる**貨物自動車の範囲の拡大**
⇒5トン以上から2トン以上の貨物自動車に設置義務の範囲が拡大されました。

- ・荷を積み卸す際にヘルメット着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大
⇒5トン以上から2トン以上にヘルメット着用義務の範囲が拡大されました。
- ・運転者が運転位置から離れる場合の措置について
⇒テールゲートリフター付貨物自動車の逸走防止措置の内容が一部変更されています。
- ・テールゲートリフターの操作に関する特別教育の義務化
⇒2024年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業ができなくなりますので、2024年1月末までに特別教育を受講する必要があります。

上記内容を正確に理解し、かつ、収集又は運搬を的確に行う知識及び技能を有することを申し立てます。

また、申請者は収集運搬業に従事する従業員に研修・指導を行い、当該従業員が業を的確に行う知識及び技能を等しく有することを申し立てます。

令和 年 月 日

申立者（許可業者の氏名又は名称・代表者の氏名）
